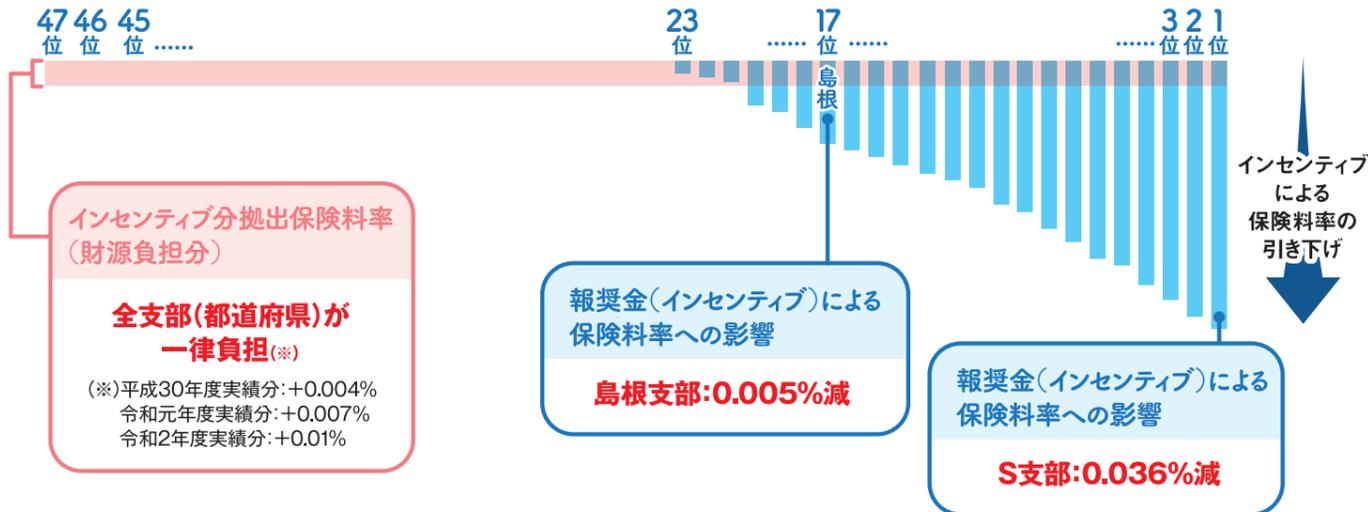


インセンティブ制度とは?

- 平成30年度より協会けんぽに新たに導入された制度です。
- 事業主・加入者の皆様が健康増進や医療費適正化に係る5つの評価指標に基づいて評価し、評価結果(成績)が上位23位以内に入った場合に報奨金(インセンティブ)が与えられ、健康保険料率の引き下げにつながる制度です。

平成30年度実績による保険料率引き下げイメージ



よくある質問にお答えします /

- Q1** インセンティブ制度による評価結果(成績)が上位23位以内になれば必ず保険料率は引き下げになるの?
- A1** 保険料率決定には、医療給付費や報酬(加入者の給与)が大きく影響します。そのためインセンティブが付与されても結果的に保険料率が下がらない場合があります。また、上位23位以内でもインセンティブ拠出額よりインセンティブ付与分が少ない場合はその差分が保険料率に加算されます。
- Q2** 成績は事業所別に評価され、保険料率に影響するの?
- A2** 事業所ごとではなく支部(都道府県)ごとに評価され、保険料率が決定されます。島根支部にご加入の1人ひとりの行動の積み重ねによる全事業所トータルの結果で評価されます。
- Q3** いつの実績がいつの保険料率に影響するの?
- A3** N年度実績がN+2年度保険料率に影響します。(例)令和元年度実績は令和3年度に反映されます。
- Q4** 結局、何をすれば良いの?
- A4** 本リーフレット中面をご覧ください、5つの指標へのご協力をお願い申し上げます。

みんなで
目指そう!

協会けんぽ島根支部加入者25万人

インセンティブ制度は 健康保険料率の 引き下げにつながります!

1

インセンティブ制度における平成30年度の島根の成績をお知らせします。

平成30年度 インセンティブ制度実績

島根支部 **第17位**

令和2年度 保険料率への影響(注) **0.005%減**

(注)インセンティブ制度は、実績年度の2年後の保険料率に反映されます。

2

インセンティブ制度って何?

インセンティブ制度は、健診や保健指導の実施率など5つの指標において、47ある協会けんぽ支部のうち成績が上位23位以内に入るとインセンティブ(報酬)が与えられ、保険料率の引き下げにつながる制度です。

3

今回、島根支部が上位過半の17位となったことにより、令和2年度の**保険料率が0.005%減算**されるの?

その通りです。上位になれば、令和3年度以降は更に引き下げが拡大する可能性があり、従業員の皆様にも制度内容のご理解とご協力をお願いします。

インセンティブ制度の5つの指標と実績

指標1 特定健診等の受診率

健診はお済みですか?



ご協力をお願いしたいこと

- 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください。
- 生活習慣病予防健診を利用されない場合は「健診結果データ」を協会けんぽへ提供してください。
- 被扶養者(家族)の方へは「特定健診」を受診するようお声掛けをお願いします。

ポイント

- 生活習慣病予防健診は法定健診項目に胃・大腸のがん検診がセットになっています。
- 協会けんぽから健診費用の補助があるため、おひとりの負担額は約7,000円となっており、大変お得です。
- 健診結果データ提供の対象者は40歳以上の被保険者です。

good!
平成30年度実績
島根支部
第3位

指標2 特定保健指導の実施率

生活習慣を見直しましょう



要改善

平成30年度実績
島根支部
第31位

指標3 特定保健指導対象者の減少率



ご協力をお願いしたいこと

- 保健指導のご案内が事業所に届いた場合には、該当者が保健指導を受けられるよう、環境整備(日程調整・面談場所の調整)にご協力ください。
- 生活習慣改善への取り組みを継続していくようお声掛けをお願いします。

ポイント

- 保健指導は無料で実施しています。
- 生活習慣病予防健診または健診結果データ提供により、生活習慣病発症リスクが高いと判定した方を対象に保健指導を実施しています。従業員の健康づくりの要(リスクヘッジ)として、必ずご利用ください。

要改善

平成30年度実績
島根支部
第29位

指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

要改善

平成30年度実績
島根支部
第42位



ご協力をお願いしたいこと

- 従業員の健診結果を把握し、特に「要治療」「要再検査」の従業員(注)に対して医療機関へ受診するよう勧めてください。

(注) 収縮期160mmHg以上
拡張期100mmHg以上
または
空腹時126mg/dl以上
HbA1c 6.5%以上
に該当する方

ポイント

- 医療機関への受診が必要な方には個別に協会けんぽ(外部委託先を含む)から受診のご案内をしています。

指標5 ジェネリック医薬品の使用割合

good!
平成30年度実績
島根支部
第8位



ご協力をお願いしたいこと

- ジェネリック医薬品を積極的に使用するよう従業員へのお声掛けをお願いします。

ポイント

- ジェネリック医薬品は先発医薬品と同等の効能があると国が認めています。先発医薬品の特許期間切れのため安価に製造することが可能です。
- ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額がわかる通知を年に2回(8月、2月)ご本人の自宅へお送りしています。
- ジェネリック医薬品の使用にあたっては、医師・薬剤師へご相談ください。

これら5つの指標を行うことで、健康にもなって保険料率の引き下げにつながる!それがインセンティブ制度なんです!

